



福島医発第2147号(地)

令和元年11月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした  
風しん・麻疹に関する特別対策の実施について

今般、標記に関して内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より事務連絡が発出された旨、厚生労働省より日本医師会を通じて本会宛て情報提供がありました。

本対策は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれることを踏まえ、訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する民間団体・企業の職員・従業員等について、風しん・麻疹の感染リスクを一層低下させる観点から実施されるものであります。詳細につきましては、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局(別紙、連絡先参照)までお問合せください。

なお、厚生労働省では、本特別対策が実施された場合であっても、MRワクチンが不足する事態は生じないとの見解を示しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

---

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之  
会長 島田昇二郎

(健Ⅱ145F)  
令和元年10月31日

都道府県医師会  
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 菡 敏

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした  
風しん・麻しんに関する特別対策の実施について

今般、標記に関して内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より事務連絡が発出された旨、厚生労働省より本会あて情報提供がありました。

本対策は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれることを踏まえ、訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する民間団体・企業の職員・従業員等について、風しん・麻しんの感染リスクを一層低下させる観点から実施されるものであります。詳細につきましては、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局（以下、連絡先参照）までお問合せください。

なお、厚生労働省では、本特別対策が実施された場合であっても、MRワクチンが不足する事態は生じないとの見解を示しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対する情報提供につきまして、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

TEL: 03-3581-4207

MAIL:

安達企画官 ([yoshihiro.adachi.u7b@cas.go.jp](mailto:yoshihiro.adachi.u7b@cas.go.jp))

秋元参事官補佐 ([masahiro.akimoto.y3k@cas.go.jp](mailto:masahiro.akimoto.y3k@cas.go.jp))

永井企画調整担当 ([kohei.nagai.z8w@cas.go.jp](mailto:kohei.nagai.z8w@cas.go.jp))

二ノ方主査 ([kishin.ninokata.b6s@cas.go.jp](mailto:kishin.ninokata.b6s@cas.go.jp))

事 務 連 絡  
令和元年10月30日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」）を  
契機とした風しん・麻疹に関する特別対策の実施について

令和10月24日付けで、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部  
事務局より、別添の事務連絡が発出されました。

つきましては、貴会員に対し、別添事務連絡の周知をよろしくお願いいたします  
ます。

なお、MRワクチンについては、昨年度から増産が行われており、本特別対  
策が行われても不足する事態は生じないものと考えております。

事 務 連 絡  
令和元年10月24日

オリパラ関係業務担当課室 御中

内閣官房副長官補室  
内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

民間関係者における2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を  
契機とした風しん・麻疹に関する特別対策の実施について（依頼）

平素から、各府省庁におかれましては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた各般の取組について御理解及び御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、職場における風しん・麻疹対策については、人事院から平成31年2月に「職場における風しんの追加的対策について（通知）」が発出されるなどにより、各府省庁において、必要な検討・対応がなされてきたところですが、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、今後、さらに多くの外国人が訪日されることを踏まえ、令和元年8月1日に開催された、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する関係省庁等連絡会議」（以下「連絡会議」という。）において取りまとめられた「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた感染症対策に関する推進計画」において、「東京大会の成功に向けて、感染症対策に万全を期すため、特に多くの訪日外国人と接する機会のある者や感染した場合に大会運営等に悪影響を及ぼす可能性のある者に対し、風しん・麻疹への感染リスクを一層低下させることを目的として、風しん・麻疹に関する特別な対策（以下「特別対策」という。）を講じる」こととされたところです。

そこで、関係する府省庁において、訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する民間団体・企業の職員・従業員等について、風しん・麻疹の感染リスクを一層低下させる観点から、下記の対応を実施いただくよう関係団体等を通じ、当該団体・企業に対する働きかけを行っていただくよう、お願いいたします。

## 記

### 1. 特別対策の基本的な考え方

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれる中で、

① 大会運営者等であって、感染することで大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者

② 訪日外国人と接する機会の多い業務に従事する者

に対して、現在の風しん・麻しん対策に加え、感染リスクをさらに低下するための対策（特別対策）を講ずるものである。なお、②については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれることを踏まえ、特別対策を行うとの観点から、競技会場が集中する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に所在する事業所（上記一都三県以外であって、選手村（分村）や競技会場周辺に所在する事業所も対象に含む。）の従業員を主な対象とする。

### 2. 特別対策の対象となる職員・従業員等

#### (1) 対象年齢層

特別対策の対象となる職員・従業員等（以下「職員等」という。）は、令和2年4月2日の時点で満30歳以上となる者とする。

#### (2) 予防接種歴等

風しん及び麻しんのいずれか又は両方について、り患歴が確認できない者であって、予防接種歴が一度も確認できない者とする。この場合における「確認できない者」とは、母子手帳等でり患歴や予防接種歴（以下「り患歴等」という。）が確認できない場合であって、本人又は家族等がり患歴等を明確に記憶していない場合とする。

なお、令和元年4月時点で40歳から57歳の男性であって、厚生労働省が実施する「風しんの追加的対策」に基づき、ワクチンを接種した者は対象から除くものとする。

#### (3) 業務の範囲

民間の団体・企業の職員等であって、特別対策の対象となる者の業務の範囲は、次の掲げる業務のいずれかに従事する者（具体的には別紙のとおり）とする。

① 大会運営者等であって、風しん・麻しんに感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性がある者

② 東京大会関係業務に従事する職員等であって、多数の訪日外国人と接する機会のある者

③ 訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者

なお、②、③にある「訪日外国人と接する機会のある者」とは、訪日外国人と会話する距離の範囲で従事する者、又は車内等の閉鎖空間で訪日外国人と一定時間を共有する者をいうものとする。

また、特別対策の対象となる職員等に該当するか否かの個別の判断（感染することで大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者か否か、訪日外国人と接する機会のある者か否か）については、それぞれの団体・企業において行うものとする。

### 3. 取組内容

(1) 大会運営者等であって、風しん・麻しんに感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性がある者及び東京大会関係業務に従事する職員等であって、多数の訪日外国人と接する機会のある者（2 (3) ①又は②に該当する者）に係る取組

関係府省庁から、関係団体等を通じて、特別対策の対象となる団体・企業に対し、次に掲げる取組を行うことを要請すること。

① 特別対策の対象となる職員等に対し、風しん・麻しんのり患歴、予防接種歴の確認を実施すること

② 風しん・麻しんのり患歴等の確認ができない者については、令和2年5月末までにMRワクチンの予防接種を実施するよう、推奨すること。  
なお、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者については、クーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施すること

③ オリパラ関係業務には、り患歴等の確認ができた職員等を従事させるよう努めること

また、②の場合において、対象職員等が予防接種等を円滑に実施できるよう、就業面での配慮を行うこと。

(2) 訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等であって、日常的に訪日外国人と接する機会のある者（2 (3) ③に該当する者）に係る取組

関係府省庁から、関係団体等を通じて、特別対策の対象となる企業に対し、当該企業の従業員に関して、風しん・麻しんの感染リスクを低下する取組に向けた協力を依頼すること。具体的な取組例は以下の

とおり。

- ① 日常的に訪日外国人と接する機会のある者のうち、「風しんの追加的対策」によるクーポン事業の活用が可能な者について、クーポン事業を活用して、抗体検査・予防接種を実施するよう勧奨すること
- ② 日常的に訪日外国人と接する機会のある者に対し、風しん・麻しんのり患歴、予防接種歴の確認を実施するとともに、その結果を踏まえ、MRワクチンの予防接種の実施を促すこと
- ③ 日常的に訪日外国人と接する機会のある業務について、30歳未満の者やり患歴等の確認ができた者を従事させるよう努める等の配慮を行うこと
- ④ その他、手洗いの励行等風しん・麻しんの感染リスク低減に向けた取組の実施 等

【問合せ先】

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

TEL: 03-3581-4207

MAIL :

安達企画官 (yoshihiro.adachi.u7b@cas.go.jp)

秋元参事官補佐 (masahiro.akimoto.y3k@cas.go.jp)

永井企画調整担当 (kohei.nagai.z8w@cas.go.jp)

二ノ方主査 (kishin.ninokata.b6s@cas.go.jp)

## (別紙) 特別対策の対象者の範囲 (民間関係者)

| 対象者種別                                             | 具体的対象者                                                            | 職務内容                                                                                                                                                                | 担当課室                          |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 大会運営者等であって、風しん・麻疹に感染することで、大会運営等に著しい悪影響を及ぼす可能性のある者 | 組織委員会職員                                                           | —                                                                                                                                                                   | スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課          |
|                                                   | 競技関係者（選手、コーチ、スタッフ等）                                               |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | JOC（日本オリンピック委員会）職員                                                |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | JPSA（日本障がい者スポーツ協会）職員                                              |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | JSC（日本スポーツ振興センター）職員                                               |                                                                                                                                                                     |                               |
| 東京大会関係業務に従事する職員等                                  | 選手村（分村を含む）・競技会場内外の委託業者等<br>（警備員、誘導員、売店・食堂スタッフ、要人・競技関係者等輸送車両スタッフ等） | 多数の訪日外国人と接する機会のある者                                                                                                                                                  | スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課          |
| 訪日外国人と接する機会の多い業種に従事する職員等                          | 空港会社職員                                                            | 日常的に訪日外国人と接する機会のある者                                                                                                                                                 | 国土交通省総合政策局安心生活政策課<br>観光庁国際観光課 |
|                                                   | 航空会社職員                                                            |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | 鉄道会社職員                                                            |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | バス会社職員                                                            |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | タクシー会社職員                                                          |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | 空港売店職員                                                            | ※2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、多くの外国人が訪日することが見込まれることを踏まえ、特別対策を行うとの観点から、競技会場が集中する東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県に所在する事業所（上記一部三県以外であって、選手村（分村）や競技会場周辺に所在する事業所も対象に含む。）の従業員を主な対象とする。 | 観光庁国際観光課                      |
|                                                   | 免税店職員                                                             |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | ホテル職員                                                             |                                                                                                                                                                     | 観光庁国際観光課                      |
|                                                   | 旅館職員                                                              |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | JNTO認定観光案内所職員                                                     |                                                                                                                                                                     | 経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課      |
|                                                   | 百貨店職員                                                             |                                                                                                                                                                     |                               |
|                                                   | ショッピングセンター職員                                                      |                                                                                                                                                                     | 経済産業省商務・サービスグループクールジャパン政策課    |
|                                                   | 大規模集客施設職員                                                         |                                                                                                                                                                     |                               |

※上記以外にも特別対策が必要と考えられる職員がいる場合には、各府省庁において判断の上、民間企業等に対し対策を要請